番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七まで、三十六番地の二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三十九番地の八、七十二番地の二、七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の二から七十五番地の十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の一、三百二番地の二から三百二番地の四まで及び三百四番地並びに当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の一、二番地の三、二番地の十、四番地の一、四番地の二、四番地の十五から四番地の十七まで、四番地の二十三から四番地の二十五まで、九番地の一、九番地の三から九番地の五まで、九番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十八番地の一、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域

[四～六の二　略]

七　塩釜地区

宮城県塩竈市貞山通一丁目四十五番地の十、四十五番地の二十及び四十五番地の二十三から四十五番地の二十五まで、貞山通二丁目二十四番地、二十五番地、二十六番地の十一、二十六番地の十二、四十五番地の二、四十五番地の四、四十五番地の十から四十五番地の二十まで及び五十七番地の二十四から五十七番地の三十四まで並びに貞山通三丁目一番地の一、一番地の四、一番地の六から一番地の十三まで、一番地の二十二、一番地の二十三、九番地の六、二

三十四番地の二、三十五番地の一、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七まで、三十六番地の二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三十九番地の八、七十二番地の二、七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の二から七十五番地の十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の一、三百二番地の二から三百二番地の四まで及び三百四番地並びに当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の一、二番地の三、二番地の十、四番地の一、四番地の二、四番地の十五から四番地の十七まで、四番地の二十三から四番地の二十五まで、九番地の一、九番地の三から九番地の五まで、九番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十八番地の一、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域

[四～六の二　同上]

七　塩釜地区

宮城県塩竈市貞山通一丁目四十五番地の十、貞山通二丁目二十四番地、二十五番地、二十六番地の十一、二十六番地の十二、四十五番地の二、四十五番地の四、四十五番地の十から四十五番地の十七まで及び五十七番地の二十四から五十七番地の二十八まで並びに貞山通三丁目一番地の一、一番地の四、一番地の六から一番地の二十一まで、九番地の六、二十五番地の二十五、二十七番地、二十八番地、二十九番地の二、二十九番地の三、二十九番地の五、二十九番地

十七番地、二十八番地、二十九番地の二、二十九番地の三、二十九番地の五、二十九番地の七から二十九番地の十四まで、二十九番地の十六から二十九番地の二十二まで、二十九番地の二十五から二十九番地の二十八まで、二十九番地の三十一、二十九番地の三十六、二十九番地の四十三から二十九番地の四十六まで、二十九番地の四十八、二十九番地の四十九、四十五番地の五、四十五番地の六、四十五番地の十六、四十五番地の十八、六十九番地の二、六十九番地の三、六十九番地の六から六十九番地の十三まで及び六十九番地の十五から六十九番地の二十一までの区域

[八～十　略]

十一　酒田地区

山形県酒田市の次の区域

(1)　宮海字南浜一番地の十四、一番地の十九、一番地の二十、一番地の二十五、一番地の二十七、一番地の二十八、一番地の三十五から一番地の三十九まで、一番地の四十一、一番地の四十二、一番地の四十七から一番地の五十一まで、一番地の五十七から一番地の七十まで、一番地の七十二、一番地の七十五、一番地の七十六、一番地の九十から一番地の百四まで、一番地の百六、一番地の百八、一番地の百九から一番地の百十三まで、一番地の百十五から一番地の百十七まで、百八十三番地の一、百八十三番地の十二、百八十三番地の十四、百八十三番地の十六から百八十三番地の三十一まで、百八十七番地の二及び百八十七番地の五、字南砂畑四番地の一、四番地の二十七、四番地の二十九から四番地の三十二まで、四番地の三十四から四番地の三十九まで、四番地の四十一から四番地の四十八まで、四番地の五十から四番地の五十三まで及び四番地の五十五から四番地の六十五まで並びに字新林六百六十

の七から二十九番地の二十二まで、二十九番地の二十六から二十九番地の二十八まで、二十九番地の三十一、二十九番地の三十三から二十九番地の三十六まで、二十九番地の四十一、二十九番地の四十二、四十五番地の五、四十五番地の六、四十五番地の十六、四十五番地の十八、六十九番地の二、六十九番地の三、六十九番地の六から六十九番地の十三まで及び六十九番地の十五の区域

[八～十　同上]

十一　酒田地区

山形県酒田市の次の区域

(1)　宮海字南浜一番地の十四、一番地の十九、一番地の二十、一番地の二十五、一番地の二十七、一番地の二十八、一番地の三十五から一番地の三十九まで、一番地の四十一、一番地の四十二、一番地の四十七から一番地の五十一まで、一番地の五十七から一番地の七十まで、一番地の七十二、一番地の七十五、一番地の七十六、一番地の九十から一番地の百四まで、一番地の百六、一番地の百八、一番地の百九から一番地の百十三まで、百八十三番地の一、百八十三番地の十二、百八十三番地の十四、百八十三番地の十六から百八十三番地の三十まで、百八十七番地の二及び百八十七番地の五、字南砂畑四番地の一、四番地の二十七、四番地の二十九から四番地の三十二まで、四番地の三十四から四番地の三十九まで、四番地の四十一から四番地の四十八まで、四番地の五十から四番地の五十三まで及び四番地の五十五から四番地の六十四まで並びに字新林六百六十二番地の三から六百六十二番地の五まで、